

質問4 児童福祉審議会の意見を聴くことを前提に、児童相談所長、施設長等(里親含む)が、親権者の同意なく医療行為を受けさせることができることについて

| 賛成 | 22名 | 47.8% | 理由 |
|-----------|-----|-------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・客観的に公平な立場の意見を聞いて進められると思うため。 ・施設長の判断に客観性を付与し、社会的に納得を得るため。 ・子どもの命に関わる場合、現実的な素早い判断によって判断によって、子どもの命が救われることが想定されるため。 ・とにかく子どもの生命を重んじ、安全と健康を優先すべき。 ・その要件を判断できる親権者が少ない(行方不明も含めて)。緊急性を要するものもあるため。 ・手続きが遅滞する恐れが心配されるがやむを得ない。 ・医療行為の決定は、場合によっては負担が大きいいため、賛成であるが、緊急な場合などは即応性に欠ける。 ・手続きの問題と思う。一刻を争う時は問題があると思うので… ・医療行為にもいろいろある。死を防ぐための医療行為で医師でも判断しかねるような成功率が高くないものについては、児相長や施設長だけで判断することが困難な場合がある。 |
| 反対 | 5名 | 10.9% | 理由 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に対応が難しい ・児福審より機動性が高く、かつ第三者として認知される機関が必要と思う。 ・児童福祉審議会に緊急時のタイムリーな対応ができるとは思えない。一刻を争うような場面で、審議会の意見を聴くことは現実的に無理だと思う。 |
| どちらともいえない | 16名 | 34.8% | 理由 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会の責任は追及できるのか ・緊急時の対応が出来れば賛成です。 ・医療行為に全てに対し、審議会の意見を聞くというのではなく、児童相談所長、施設長が判断に迷った場合、もしくは親権者と意見が対立している場合に審議会の意見を聞くのが良い ・宗教上の問題などあきらかに意見がくい違うケースにおいては、第三者的立場の機関が間に入ることも良いのではないかと。 ・医療行為を受けるときは、予定・予期されるものではないため。また、緊急性の高いことが多いため、現審議会の機能からすれば、難しいのではないかと。必要に応じて、ただちに審議でき決定される状況ができれば条件的には賛成。 ・医療の結果によって、民間施設の長又はその法人が訴訟の対象になるのであれば、原則、親権者の同意は必要に思う。入所中の子どもで親権者の医療的ネグレクトが原因でその子の命を失うようなことがおこらないような法的整備をしていただきたい。 ・緊急時の対応ができない ・児童福祉審議会の意見が事故があった時などに児相所長・施設長の措置を保護・担保するのか不明。 |
| NA | 3名 | 6.5% | |

質問5 医療行為を受けさせることができるのは、新たな親権の一時停止など、裁判所の決定に拠らなければならないこと(現行と類似または同様の手続き)について

| 賛成 | 14名 | 30.4% | 理由 |
|-----------|-----|-------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・施設長の資質等によって混乱を招くことも予想されるため、法的な裏付け・押せる根拠を現場では求めていると思う。 ・責任の所在が明確 ・医療行為を行なうとき、常に親権の一時停止を行なうのではなく、親権者と意見が対立したときに親権の一時停止を裁判所の決定により、医療行為を行なうのが良いと思われる。 ・医療行為は時間を問われて、即断を求められるので、手続き、審判の時間に配慮がなされれば、裁判の(可決)の判断(関与)は必要である。 ・民法上の損害賠償にたえられる仕組みも必要。 ・医療行為だけでなく、教育に関しても親権全部を制限するのではなく、親権の一部を制限する制度は必要だと感じている。 ・司法の決定であり、親権者の意義などに十分対抗できるのではないか。 |
| 反対 | 12名 | 26.1% | 理由 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・そのための時間を掛けることにより、子どもへのタイムリーな対応をできずに不都合を生じる場合もあるので。 ・緊急を有する場合に対応が遅れる。また、親権そのものを停止することの重大さから慎重にならざるを得ない。 ・緊急時に対応が困難 ・そこまでの必要性を感じない。 ・時間がかかるので ・医療ネグレクトの場合、特に児童の生死に関わる場合、緊急性が必要であるため。 ・時間的に間に合わないことがあるし、一時停止まででない親が反対した場合に対応できないため ・緊急の場合に子どもの生命を守れない、現実的な方法で子どもの生命が守られるべき。 |
| どちらともいえない | 17名 | 36.9% | 理由 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為の結果、子どもに障害が残るような場合も想定される。そのことで、施設が親から損害賠償等を請求されるかもしれない ・親権の一時停止・一部停止については、ケースに応じて判断の境目が難しい。 ・親権者不同意の入所でも、医療行為の同意拒否が予見できる場合は、一時停止又は一部停止を家裁の決定により行う必要があると思うが、通常のケースでは必要ない。 ・裁判所の決定となると、急を要する手術など、迅速に対応できないケースが増えると思われる。 |
| NA | 3名 | 6.5% | |

質問6 (法人による未成年後見)
法人を未成年後見人に専任できるようにすることについて

| 賛成 18名 39.1% | 理由 |
|---------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・法人が未成年後見人になれるということになれば、今まで後見人を立てることが出来ずに困っていた施設の職員の負担が軽減されることが期待される。 ・施設長個人では退職、転勤など人事上難しい ・現在は財産管理のみでの活用であるが、里親や施設長等の現実を鑑みて、身上監護権についても、もっと未成年後見人制度を活用しやすい制度として活用できたらよいと考える。 ・現行制度では、後見人選定が難しい以上、可能性として前向きに検討しても良いのでは。 ・一連のケースを通し、関われる法人(施設)が望ましい。 ・パーマネントケアを考えると、法人(特に児童福祉施設)の未成年後見人は意義があるが、現入所児童の対応に追われる現実を考慮するとどこまで可能かが未知数と言える。 ・法人による複数の後見人の選任 ・どうしても必要なケースで、対応困難な場合を考えると、法人で対応できるようにするべき。 |
| 反対 9名 19.6% | 理由 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・法人は責任所在が明確でないから。 ・後見人は個人が良い ・児童相談所(個人ではなく)が適切と考えます。 ・施設の負担が大きくなる。 ・公的機関が関与すべきである。 ・未成年後見人の主たる役割は、財産管理など経済行為であり、人としての関わりの中で、個人(自然人)が責任をもって行なうべき。 ・損害賠償請求の対象とならない民法の約定は難しいのではないかと。 |
| どちらともいえない 17名 37.0% | 理由 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・1法人複数施設経営をしているところは少なく、対応できる体制のある法人は、的確性も含めて現実的には少ないのではないかと。そして、選任するのであれば施設退所後の関わりでの継続的な部分で法的な整備も必要ではないかと思う。 ・子どもの退所後のアフターケアの問題もあり、慎重な検討が必要。 ・施設の場合、社会福祉法人として未成年後見人となることが考えられるが、漠然としていて、施設長・理事長のほうで明確かと思われる。しかし、施設長の立替などを考えると、難しい点もあると思う。 ・法人がどこまで責任を負えるか、不透明な部分もある。 |

| | |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって必要性はあると思われるが、乳児院・児童養護施設等、措置変更や移動になった場合に、その都度、法人後見人が変更されるのか、そのあたりの議論が必要。 ・報告書にあるように複数選任でき、身上監護と財産管理等親権の種類に応じた後見人選任が可能になれば賛成。全ての親権を法人が一手に受けるのでは、対応しきれない問題が発生するよう思う。 ・引き受け手を確保するのが困難であり、選択肢を広げる上でも有効。 |
| NA | 2名 |